



小樽市ふるさとまちづくり協働事業  
助成対象経費Q & A



小樽市 生活環境部 生活安全課

## 【はじめに】

このQ&Aは、小樽市ふるさとまちづくり協働事業に対して、皆様から頂く質問の中から、特に多いものを掲載いたしました。

協働事業の助成金交付申請時や、助成決定後の運用の一助となれば幸いです。

なお、このQ&Aについて、ご質問等がありましたら、下記までご連絡ください。

### (連絡先)

小樽市生活環境部生活安全課

(住所) 〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市役所別館4階

(TEL) 0134-32-4111(内線 226)

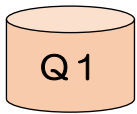
(FAX) 0134-22-1345

(E-mail) [simin-sodan@city.otaru.lg.jp](mailto:simin-sodan@city.otaru.lg.jp)

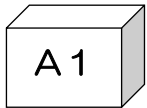
## 【目次】

|    |                                                                                    |          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1  | パンフレット(募集要項)の「応募要件」に記載されている、「公的団体」とはどのような団体ですか？                                    | 1<br>ページ |
| 2  | パンフレット(募集要項)の「応募要件」に記載されている、「恒例行事」とはどのような行事ですか？                                    | 1<br>ページ |
| 3  | パンフレット(募集要項)の「助成対象となる経費について」に記載されている、「団体の構成員」とは誰を指しますか？                            | 1<br>ページ |
| 4  | 助成金の交付決定前から行っている事業で、交付決定前に発生した費用は助成対象経費になりますか？                                     | 2<br>ページ |
| 5  | 「団体の構成員」以外で、助成対象事業の手伝いをしてくれる方(ボランティア、アルバイト等)に対する日当、謝礼等は助成対象経費になりますか？               | 2<br>ページ |
| 6  | 助成事業に必要な「講師」や「司会者」などへの謝礼は助成対象経費になりますか？                                             | 2<br>ページ |
| 7  | 「団体の構成員」及び助成対象事業の手伝いをしてくれる方(ボランティア等)に対する交通費は、助成事業当日及び当日以外(準備など)の両方とも、助成対象経費になりますか？ | 3<br>ページ |
| 8  | 助成事業で使用する衣装、小物類、テント、トイレ、発電機等機器のレンタル費用は助成対象経費になりますか？                                | 3<br>ページ |
| 9  | 資材・機材の運搬費(トラックリース代、外部への運搬委託含む)は助成対象経費になりますか？                                       | 3<br>ページ |
| 10 | 助成事業で使用する物品の購入は助成対象経費になりますか？                                                       | 4<br>ページ |
| 11 | 助成事業で使用するスタッフ用Tシャツ、キャップ、ベスト等は助成対象経費になりますか？                                         | 4<br>ページ |
| 12 | 助成事業で発生した電気代、水道代は助成対象経費になりますか？                                                     | 4<br>ページ |
| 13 | 助成事業当日に使用する会場使用料及び練習や準備のための会場使用料は助成対象経費になりますか？                                     | 4<br>ページ |
| 14 | イベント等の参加者に配布する景品は助成対象経費になりますか？                                                     | 5<br>ページ |
| 15 | 助成事業のために作成したポスター、看板、折込チラシ等の経費は助成対象経費になりますか？                                        | 5<br>ページ |
| 16 | 助成事業実施時の事故発生に備えて保険に入りたいのですが、保険料は助成対象経費になりますか？                                      | 5<br>ページ |
| 17 | 助成事業で使用する筆記用具、コピー用紙、その他消耗品は助成対象経費になりますか？                                           | 5<br>ページ |
| 18 | 助成事業のために購入した切手や宅配便の送料、電話・メール・FAX等の通信費用は助成対象経費になりますか？                               | 5<br>ページ |

## 【Q&A】



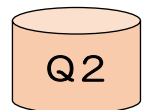
パンフレット(募集要項)の「応募要件」に記載されている、「公的団体」とはどのような団体ですか？



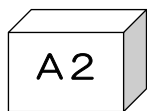
「公的団体」とは、「国」、「都道府県」及び小樽市以外の市町村(地方公共団体)を指します。

※ 本事業に応募する場合は、公的団体から、応募事業に対する「補助」や「助成」を受けていない(予定を含む)必要があります。

また、応募された事業が協働事業の助成対象となった後に、公的団体から当該事業に対する「補助」や「助成」を受ける予定となった場合は、どちらか一方を辞退していただくことになります。

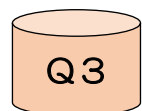


パンフレット(募集要項)の「応募要件」に記載されている、「恒例行事」とはどのような行事ですか？

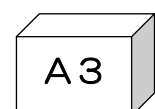


「恒例行事」とは、盆踊りのような「例年行われている行事」を指します。

※ 上記の事業は応募できませんので、ご注意ください。



パンフレット(募集要項)の「助成対象となる経費について」に記載されている、「団体の構成員」とは誰を指しますか？

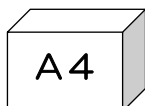


「団体の構成員」とは、団体名簿に記載されている方だけではなく、団体名簿に記載されていない方であっても、同一の目的を持って恒常的に団体の活動を行っている方であれば、「団体の構成員」とみなします。

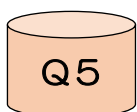
なお、臨時的な場合(ボランティアで一時的に参加する等)は、「主催者側」ではありますが、「団体の構成員」とはなりません。



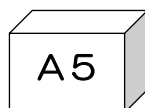
助成金の交付決定前から行っている事業で、交付決定前に発生した費用は助成対象経費になりますか？



助成対象経費になりません。  
交付決定後に発生した費用が、助成対象経費となります。



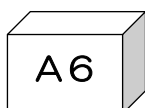
「団体の構成員」以外で、助成対象事業の手伝いをしてくれる方（ボランティア、アルバイト等）に対する日当、謝礼等は助成対象経費になりますか？



助成対象経費になりません。  
ただし、専門性が高く、団体が自らできない作業を委託する費用については、助成対象となる場合がありますので、生活安全課にご相談ください。



助成事業に必要な「講師」や「司会者」などへの謝礼は助成対象経費になりますか？



助成対象経費になります。  
ただし、謝礼が5万円または事業費（※）の5分の1のどちらか低い金額を超える部分は、助成対象経費になりません。  
また、「団体の構成員」が講師や司会を行う場合は、助成対象となりません。

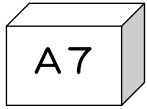
※「事業費」…助成対象経費（事業全体の費用ではありません）

|       |                  |           |
|-------|------------------|-----------|
| （計算例） | ① 助成対象経費（講師謝礼以外） | 300,000 円 |
|       | ② 講師謝礼           | 70,000 円  |
|       | ③ 事業費（①＋②）       | 370,000 円 |
|       | ④ 事業費÷5          | 74,000 円  |

②と④を比較し、金額が低い方（この場合は②）が対象となりますが、算出した金額が上限額（50,000 円）を超えているため、この場合の講師謝礼に対する助成額は 50,000 円となります。

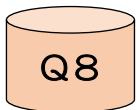


「団体の構成員」及び助成対象事業の手伝いをしてくれる方(ボランティア等)に対する交通費は、助成事業当日及び当日以外(準備など)の両方とも、助成対象経費になりますか？

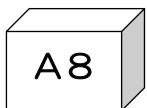


助成事業当日・・・助成対象経費になります。  
当日以外(準備など)・・・原則として助成対象となりません。

交通費は、「公共交通機関利用分」が助成対象となります。  
領収書の代わりになるものとして、「誰が」「〇〇～△△(バス停、駅など)」  
「●●円」の3つを明記した資料を作成し、提出してください。  
※「バス停2つ分の区間」といった、「常識的には徒歩で移動可能」な部分は経費として認められないことがあります。ご不明な点がございましたら、事前に事務局に確認してください。



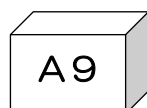
助成事業で使用する衣装、小物類、テント、トイレ、発電機等機器のレンタル費用は助成対象経費になりますか？



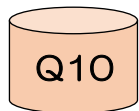
助成対象経費になります。



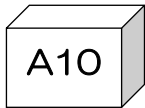
資材・機材の運搬費(トラックリース代、外部への運搬委託含む)は助成対象経費になりますか？



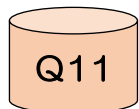
トラックリース代は助成対象経費になりますが、燃料代は対象外です。  
また、外部への運搬委託については、事業を行う上で、団体自らが対応できない、専門性の高い作業である場合に限り、助成対象となることがありますので、生活安全課にご相談ください。



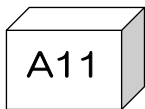
助成事業で使用する物品の購入は助成対象経費になりますか？



事業の実施に必要な物品の購入は、助成対象経費になります。  
ただし、大量に購入する場合や高価な物品については、助成対象とならない場合や一部のみ助成となる場合がありますので、生活安全課にご相談ください。



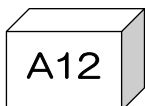
助成事業で使用するスタッフ用Tシャツ、キャップ、ベスト等は助成対象経費になりますか？



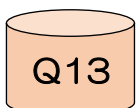
基本的には、助成対象経費にはなりません。  
ただし、助成対象事業用に作成されたもの（当該事業名が入ったスタッフ用キャップなど）であることがわかれば、助成対象となる場合がありますので、生活安全課にご相談ください。



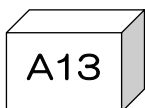
助成事業で発生した電気代、水道代は助成対象経費になりますか？



助成対象経費になります。  
（「当助成事業で使用した分のみ」ということが明確に確認できる書類（領収書等）が必要となります）  
ただし、助成団体が所有または継続して賃借している建物で事業を行う場合は、助成対象経費となりません。



助成事業当日に使用する会場使用料及び練習や準備のための会場使用料は助成対象経費になりますか？



当日の会場使用料については、助成対象経費になります。  
また、練習や準備のための会場使用料は、必要最小限に限って、助成対象となる場合がありますので、生活安全課にご相談ください。

Q14

イベント等の参加者に配布する景品は助成対象経費になりますか？

A14

助成対象経費になりません。

Q15

助成事業のために作成したポスター、看板、折込チラシ等の経費は助成対象経費になりますか？

A15

助成対象経費になります。

ただし、看板については、無地の看板下地に紙を貼ることで容易に使い回しができるような形の物は、表面に貼付する紙のみ助成対象となりますので、ご注意ください。

Q16

助成事業実施時の事故発生に備えて保険に入りたいのですが、保険料は助成対象経費になりますか？

A16

助成対象経費になります。

(助成対象となる保険期間は、助成事業の実施期間に限ります)

Q17

助成事業で使用する筆記用具、コピー用紙、その他消耗品は助成対象経費になりますか？

A17

助成対象経費になります。

Q18

助成事業のために購入した切手や宅配便の送料、電話・メール・FAX等の通信費用は助成対象経費になりますか？

A18

切手、宅配便送料は助成対象経費になります。

電話代、メール通信費、FAX 通信費等の通信費は、助成対象になりません。